

大阪家庭裁判所に**遺言書検認などの申立て**をする場合は・・・

遺言者(被相続人)の
出生から死亡までの
連続した戸籍謄本
(全部事項証明書、除籍謄
本、改製原戸籍謄本を含み
ます。以下同じ。)

の代わりに



裁判所のさいたんです！

法務局で作成できる
法定相続情報一覧図

をご提出ください。

一覧図作成の前に、必ず裏面を
お読みください！

《法定相続情報一覧図とは？》

★ 相続人が登記所（法務局）に、

- ①相続人の範囲を特定するために必要な戸籍謄本
- ②相続関係を表した一覧図

等の必要書類を提出すると、登記官がその内容を確認した上で
認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付します。

この写しをここでは「**法定相続情報一覧図**」といい、
この制度を「法定相続情報証明制度」といいます。

必要な戸籍の本籍地が遠方又は全国各地であっても、最寄りの市区町村窓口で請求できます。
ただし、兄弟の戸籍を取ることができないなど例外はあります。(R6.3.1開始、広域交付制度)

検認後の**相続手続**
でも利用できるのは
便利ですね！

★ 法定相続情報一覧図は、**遺言書検認、相続放棄、遺産分割**など、裁判所の手続
で広く利用できるほか、**各種の相続手続（預金の払戻しや不動産登記手続など）で、
①の戸籍の束の代わりに使用することができ、手数料なしに必要な通数の交付を受けることが
できます**（詳しくは法務局のホームページをご覧ください）。



裁判所の手続を含む、
各種相続手続の前に
法定相続情報一覧図を
作成することで、相続
人の手続の負担を軽減
できます！



《ご留意いただきたいこと》

相続放棄手続には、被相続人の死亡または先順位者の相続放棄から3か月以内という期間制限があります。法定相続情報一覧図作成にはある程度時間がかかりますので、間に合わない可能性がある場合は戸籍謄本の提出で手続を進めることができます。

《法定相続情報一覧図とともに提出していただく身分関係書類》

- 遺言書検認、相続放棄の申立てでは、相続人の現在戸籍のみです（取得から3か月以内）。
- ※法定相続情報一覧図の登記官の認証の日から3か月以内の申立てであれば、現在戸籍も不要です。
- ※遺言書検認、相続放棄以外の手続（遺産分割など）の必要書類は担当係にお問い合わせください。

※裏面もお読みください

大阪家庭裁判所

【法定相続情報一覧図の提出にあたっての留意事項】

《 必 ず お 読 み く だ さ い 》

1. 作成方法：下図のような一覧図の形式で作成してください。

法 定 相 続 情 報 一 覧 図 イ メ ー ジ	被相続人裁判 A 男法定相続情報			
	最後の住所 ○○			
	最後の本籍 ○○		住所 ○○	
	出生 昭和○年○月○日		出生 昭和○年○月○日	
	死亡 令和○年○月○日		(長男)	
	(被相続人)		裁判 C 男	
	裁判 A 男			
	住所 ○○		住所 ○○	
	出生 昭和○年○月○日		出生 昭和○年○月○日	
	(妻)		(長女)	
裁判 B 子		家事 D 子		

※被相続人や相続人が日本国籍でないなど、戸籍謄本が提出できない場合はこの制度が利用できませんのでご注意ください。

続柄は戸籍どおり（「長女」「三男」など）記載してください。

左記一覧図記載の情報は必ず記載してください。
特に「最後の住所」「最後の本籍」「死亡」の日付及び「住所」を省略しないでください。

2. 法定相続情報一覧図は、被相続人の死亡時点の相続人を一覧図にしたものなので、現在の相続関係とは必ずしも一致しません。

被相続人の死亡後に法定相続情報一覧図の相続人が死亡した場合（数次相続）には、その亡くなった方を被相続人とする法定相続情報一覧図を追加で作成していただく必要があります。

3. 法定相続情報一覧図記載の相続人が相続放棄したことにより、相続人の順位が変動したときは、相続関係を確定するため、別途、戸籍謄本をご提出いただきます（法定相続情報一覧図には、先順位者の相続放棄は反映されません。）。

ただ、その場合でも法定相続情報一覧図のご提出で戸籍謄本の提出を一部省略することができます。

例) 第1順位の相続人（子）が相続放棄した場合で、第2順位の相続人（直系尊属）が相続放棄や検認の手続をするとき

被相続人の出生から死亡までの戸籍に代えて法定相続情報一覧図を提出できます。



4. 法定相続情報証明制度及び戸籍の広域交付制度の詳しい手続については、法務局のホームページをご覧ください。